

船荷証券に関する規定等の見直しに関する 要綱案のとりまとめに向けた検討(2)

－ 電子船荷証券記録の支配を有する者に対する強制執行に関する規律の内容 －

- ① 中間試案第7の丙案の考え方を採用し、電子船荷証券記録の支配を有する者に対する強制執行に関する規律の内容については、次のような規律を設けることとしてはどうか(注)。

運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行がされた場合には、債権者は、当該電子船荷証券記録の支配を有する者に対し、その支配の移転を自己に対してすることを求めることができる。

(注) 電子船荷証券記録について、船荷証券の「占有」、「所持」若しくは「所持人」又は「交付」若しくは「引渡し」に相当する概念をどのように整理するかについては、未だ方針が定まっていないため、「電子船荷証券記録の支配を有する者」、「その支配の移転」といった用語については今後変更される可能性がある。

- ② そのほかに検討すべき事項はないか。

(補足説明)

1 これまでの議論の状況等

電子船荷証券記録に関する制度を設けつつ、その支配を有する者に対する強制執行に関する規律を何ら設けないこととした場合には、運送品の引渡しを巡る法律関係が不明確になるおそれがあることを前提に、中間試案においては、

- ① 電子船荷証券記録が作成されている場合であっても、運送品の引渡しに係る債権が強制執行等の対象になることを前提に、その強制執行等がされた場合には、電子船荷証券記録の効力が失われるものとするにより強制執行手続等を優先させようとする甲案(甲-1案、甲-2案)
- ② 電子船荷証券記録が作成されている場合には、運送品の引渡しに係る債権は強制執行等の対象にはならないこととした上で、一定の解決を図ろうとする乙案(乙-1案、乙-2案)
- ③ 電子船荷証券記録が作成されている場合であっても、運送品の引渡しに係る債権が強制執行等の対象になることを前提に、その強制執行等がされた場合には、債権者に債務者に対する電子船荷証券記録の支配の移転を求める権利を認めるという丙案
- ④ 特に規律は設けないとする丁案

がそれぞれ示された(中間試案第7参照)。

もっとも、中間試案の補足説明にも記載のとおり、上記の各案については、いずれも難点があり、パブリック・コメント手続においても特定の案に支持が集中することはなく、意見が分かれていた(パブリック・コメント手続において各案に寄せられた意見の概要については部会資料10を参照)。上記の各案に対する意

見の概要は、次のとおりである。

【甲案】

強制執行等がされることにより電子船荷証券記録の効力を一律に失わせるというものであり、法律関係の明確性及び強制執行等の実効性という点では優れた面があるが、他方で、仮差押えのみならず、差押えであっても事後的に手続が取り消されることが珍しくないことなどにも鑑みると、電子船荷証券記録の効力を一律に失わせるという効果は強すぎるのではないか。また、電子船荷証券記録が国際的に流通するものであることを踏まえると、一国の強制執行手続の効果（電子船荷証券記録の効力が失われるという効果）がどのような場面でどこまで及ぶのかについては、必ずしも明らかではなく、かえって実務に混乱を生じさせるおそれもあるのではないか。

【乙案】

電子船荷証券記録が作成されている場合には、運送品の引渡しに係る債権は強制執行等の対象にはならないものとする一方で、運送品の引渡しに関する法律関係が不明確になるという問題は解消されるという利点はある。しかしながら、乙-1案については、転換請求権の代位行使の要件を具備しているか否かを裁判所の関与がない中で運送人が自己の責任で判断しなければならず、運送人に難しい判断を強いる可能性がある（注）。また、乙-2案については、電子船荷証券記録の譲渡の規律（中間試案第5）では譲渡の対象を「電子船荷証券記録上の権利」と構成しつつ、強制執行の場面に限って、「電子船荷証券記録を使用、収益又は処分する権利」という権利を観念することは技巧的であり、かえって混乱を生じさせるおそれもあるのではないか。

（注）乙-1案は、電子船荷証券記録から紙の船荷証券への転換の場面において、電子船荷証券記録の支配を有する者に運送人に対する転換請求権を認める考え方（中間試案第4の2の乙案）を採用することが前提となっているところ、この考え方に対する支持は少なく、この点からも乙-1案を採用することは難しい状況にある。

【丙案】

紙の船荷証券に適用される民事執行法第148条と平仄を揃えるという点では理論的な構成であり、一定の解決を図ろうとするものではあるが、他方で、債権者に電子船荷証券記録の支配の移転を求める権利を認めたとしても、債務者が協力しなければ実効性に乏しく、結局は、運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行がされても、債務者が電子船荷証券記録の支配を有したままの状態が続くこととなりかねず、そうなると、運送品の引渡しに関する法律関係の不明確さを解消することにはならないのではないか。また、運送人の立場からすれば、強制執行手続において第三債務者として陳述の催告を受けたとしても、その時点で債務者が電子船荷証券記録の支配を有しているか否かの判断ができず、対応に困るのではないか。

【丁案】

他の案についてそれぞれ難点があることや運送中に強制執行等が行われること自体が極めて稀であることに鑑みれば、特に規律を設けないとするのも不合

理ではないとも考えられるものの、他方で、電子船荷証券記録の制度を新設することに伴い発生する法律関係の不明確さを解釈のみに委ねて放置することは相当ではないのではないかと（注）。

（注）丁案との関係では、パブリック・コメント手続において、運送品の引渡しに係る債権に対して強制執行がされた場合には、運送人の利益の観点から、商法第582条及び第583条の適用又は類推適用による運送品の競売をすることができるものと解すべきである旨の意見も述べられている。

2 電子船荷証券記録が作成された場合における強制執行手続との関係についての基本的な考え方の整理

- (1) 中間試案の補足説明第7の1のとおり、電子船荷証券記録は、民法上の「物」、「有価証券」そのものではなく、民事執行法第122条第1項の「裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券」に該当しないこととなるため、電子船荷証券記録そのものが動産として強制執行の対象になることはない。また、電子船荷証券記録が作成された場合であっても、運送品の引渡しに係る債権は、民事執行法第143条の「動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権」には該当しないこととなるため、特段の規律を設けない限り、債権執行の対象となるものと考えられる。さらに、電子船荷証券記録は、民事執行法第148条第1項の「証書」には当たらないものと考えられるため、特段の規律を設けない限り、債務者に電子船荷証券記録の支配の移転を行う義務はないこととなるため、運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行がされた後も債務者のもとに電子船荷証券記録の支配が残ることとなり、債務者が第三者に電子船荷証券記録の支配を移転する可能性もある。
- (2) 債権譲渡と同一債権に対する差押えの優先関係については、確定日付のある譲渡通知が債務者に到達した日時又は確定日付のある債務者の承諾の日時と差押命令が第三債務者に送達された日時の先後によって決すべきものと解されている。電子船荷証券記録が作成されている場合には、電子船荷証券記録上の権利の譲渡は、その支配の移転等を行うことによって、その効力を生ずるものとしてすることが想定されており（中間試案第5）、それに加えて対抗要件に関する民法の規定を適用することは想定されていないため（民法の規定を適用しない旨の規定を明示的に設けるか否かについて別途検討する必要がある。）、運送品の引渡しに係る債権の譲渡とそれに対する差押えの優先関係については、支配の移転の日時と差押命令が第三債務者に送達された日時の先後によって決せられることになるものと考えられる。

したがって、運送品の引渡しに係る債権に対する差押命令が運送人に送達された時点において債務者が電子船荷証券記録の支配を有している場合には、当該差押命令が奏効し、その後に債務者から電子船荷証券記録の支配の移転を受けた第三者がいても、当該差押命令の効力が優先することになるものと考えられる（善意取得との関係については後記4参照）。これに対し、運送品の引渡しに係る債権に対する差押命令が運送人に送達された時点において既に債務者が電子船

荷証券記録の支配を第三者に移転していた場合には、当該差押命令が奏効せず、第三者に対する債権譲渡の効力が優先することになるものと考えられる（運送人としては、当該第三者に運送品を引き渡すべきことになる。）。

- (3) ところで、パブリック・コメント手続の中では、運送人は、運送品の引渡しに係る債権に対する差押命令が送達された時点において債務者が電子船荷証券記録の支配を有しているのか否かを必ずしも把握することができる立場にないため、陳述の催告（民事執行法第147条）の手続の中でも正確な陳述をすることができないといった問題があるとの意見もあった。もともと、実際には、電子船荷証券記録を作成及び管理するためのシステムが利用されることが多いことが想定されるところ、運送人が支配を有する者を確認することができる仕組みが採用される可能性もあるし、システムを提供する者などから支配を有する者に関する情報を入手することができる可能性もある上（できればそのような仕組みのあるシステムが利用されることが望ましいものといえる。）、そもそも運送人は電子船荷証券記録の利用を拒絶することができる地位にある。また、運送人としては、商法第764条に相当する規定（中間試案第6の2(6)）によって電子船荷証券記録の支配を有しない者への運送品の引渡しを拒絶することができるし、民法第478条（受領権者としての外観を有する者に対する弁済）の規定や民法第520条の10に相当する規定（中間試案第6の2(16)）の適用を受ける余地もある。したがって、運送人の利益を不当に害することはないものと考えられる。

3 丙案

(1) 基本的な考え方

前記2の整理を前提とすると、運送品の引渡しに係る債権の譲渡とそれに対する差押えの優先関係については、支配の移転の日時と差押命令が第三債務者に送達された日時の先後によって決せられることとなり、その限りにおいては、法律関係が不明確であるということはない。もともと、差押命令の効力が優先する場合であっても、電子船荷証券記録の支配を有していない債権者は、商法第764条に相当する規定（中間試案第6の2(6)）により運送品の引渡しを受けることができない可能性が残ることから、この点についての検討が必要となる。

この点については、中間試案の甲案を採用することや、運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行がされた場合には商法第764条に相当する規定（中間試案第6の2(6)）は適用されないものとするとも考えられる。まず、甲案については、差押命令の効力が優先する場合には電子船荷証券記録の効力を一律に否定しなければならないというものではないし、取下げ等によって強制執行の手続が失効することが珍しくないということなどから、これを支持する意見は少数にとどまっていることを踏まえると、これを採用することは困難であるように考えられる。また、運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行がされた場合には商法第764条に相当する規定（中間試案第6の2(6)）は適用されないものとするについても、運送人は、運送品の引渡しに係る債権に対する差押命令が送達

された時点において債務者が電子船荷証券記録の支配を有しているのか否かについて必ずしも把握することができる立場にないということを踏まえ、電子船荷証券記録の支配の有無という客観的な指標のみで判断する余地を残しておくことが望ましいものと考えられることから、この点を重視するのであれば、直ちに採用することは難しいように考えられるところである（注）。

そうすると、差押命令の効力が優先する場合であっても、電子船荷証券記録の支配を有していない債権者は、商法第764条に相当する規定（中間試案第6の2(6)）により運送品の引渡しを受けることができない可能性が残ることになるが、その可能性を可及的に消滅させるという観点から、民事執行法第148条第1項の規定と同様の規律を設け、運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行がされた場合には、債権者は、当該電子船荷証券記録の支配を有する者に対し、その支配の移転を自己に対してすることを求めることができるものとするのが考えられる。

なお、中間試案の丙案においては、支配の移転を求める相手方をその時点で電子船荷証券記録の支配を有する債務者としていたが、前記2(2)のとおり、運送品の引渡しに係る債権に対する差押命令が運送人に送達された時点において債務者が電子船荷証券記録の支配を有している場合には、当該差押命令が奏効し、その後に債務者から電子船荷証券記録の支配の移転を受けた第三者がいても、当該差押命令の効力が優先することになるものと考えられることからすると、債務者に限らず「電子船荷証券記録の支配を有する者」とするのが相当であると考えられる。

また、「運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行がされた場合」については、強制執行が奏効した場合がこれに該当することになり、運送品の引渡しに係る債権に対する差押命令が運送人に送達された時点において既に債務者が電子船荷証券記録の支配を第三者に移転していた場合、すなわち、強制執行が奏効しない場合はこれに該当しないことになることを想定している。

（注）現在の実務においても、船荷証券が未着の場合や紛失したような場合には、金融機関による保証等を条件として運送品を引き渡すという実務慣行もあるところ、運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行がされた場合にも同様の実務慣行が確立することもあり得るところであり、そのような実務慣行を否定することは企図していない。

(2) 実効性

ア 丙案に対しては、債務者が協力しなければ実効性に乏しいという批判があるが、運送品の引渡しに係る債権が差し押さえられ、電子船荷証券記録の支配の移転を求められた場合には、その履行に応じるといったことも考えられるし、間接強制（民事執行法第172条）の方法によってその履行を求めることも考えられる。

イ また、前記2(2)のとおり、運送品の引渡しに係る債権に対する差押命令が運送人に送達された時点において債務者が電子船荷証券記録の支配を有している場合には、当該差押命令が奏効し、その後に債務者から電子船荷証券記録の支配の移転を受けた第三者がいても、当該差押命令の効力が優先すること

になるものと考えられるところ、当該第三者としては、当該差押命令に劣後することが確認できるのであれば、電子船荷証券記録の支配の移転に応じるといったことは十分にあり得るものと考えられる。

ウ さらに、実際には、電子船荷証券記録を作成及び管理するためのシステムが利用されることが多いことが想定される場所、電子船荷証券記録の支配を有する者がシステム提供者に対して支配を移転するための作為を求める権利を契約上有する場合には、丙案による権利を被保全債権としてその契約上の権利を代位行使（民法第423条）するという余地もあり得るものと考えられる。

エ これらを踏まえると、丙案についても一定の実効性があるものと評価することができるよう考えられる。

(3) 運送品の引渡しに係る債権に対する仮差押えがされた場合

本規律案では、電子船荷証券記録が作成されている場合において、運送品の引渡しに係る債権に対する民事保全法に基づく仮差押えがされただけでは、電子船荷証券記録の支配の移転を求めることはできないこととしている。これは、紙の船荷証券（裏書禁止型以外）に関しても、民事保全法に基づく仮差押えがされただけでは、原則として執行官が船荷証券を保管することとどまり（民事保全法第49条）、仮差押債権者が運送人に対して船荷証券と引換えに運送品の引渡しを受けることができるわけではないし、本執行に移行するとも限らないことを踏まえると、電子船荷証券記録が作成されている場合においても、運送品の引渡しに係る債権に対する仮差押えがされただけでは、電子船荷証券記録の支配の移転を求めることができるものとする必要はないと考えるからである。

このような考え方による場合には、仮差押えによって債務者への弁済が禁止されることとなる一方で、仮差押債権者が運送品の引渡しを求めることができるわけでもないため、一時的に不安定な状態が生じ得ることとなるが、このことは現在の紙の船荷証券に関しても生じ得る問題であるため、やむを得ないものと考えられる。

(4) 差押命令の効力が優先する場合における電子船荷証券記録に関する規定の適否

前記(1)のとおり、差押命令の効力が優先する場合には電子船荷証券記録の効力を失わせるという考え方（中間試案の甲案）については、これを支持する意見は少数にとどまっていることから、この考え方を採用することは難しいように考えられる。

また、差押命令の効力が優先する場合に電子船荷証券記録に関する規定の適用を除外することについては、個別の規定ごとに検討することも考えられるが、商法第764条に相当する規定（中間試案第6の2(6)）については、前記(1)のとおり、その適用を除外することは困難であるように考えられるし、その他の規定についても、適用を除外する必要はないものと考えられるが、この点について、どのように考えるか。

(5) 強制執行の対象となる権利の特定

本規律案においては、債権者に電子船荷証券記録の支配の移転を求める権利を発生させるために必要な強制執行の対象を「運送品の引渡しに係る債権」としている。

この点については、「運送品の引渡しに係る債権」ではなく、「電子船荷証券記録上の権利」とすることも考えられるところではある。しなしながら、「電子船荷証券記録上の権利」とすると、「運送品の引渡しに係る債権」以外の付随的な権利（商法第580条に定める処分権等）も含まれ得ることになるところ、付随的な権利に対する強制執行されたとしても電子船荷証券記録の支配の移転を求める権利は発生しないこととするため、債権者に電子船荷証券記録の支配の移転を求める権利を発生させるために必要な強制執行の対象を「運送品の引渡しに係る債権」としている。

なお、船荷証券が作成されている場合には、運送品の引渡しに係る債権のみならず、運送品の滅失等による運送人に対する損害賠償請求権を行使するためにも船荷証券が必要であるという考え方があるところ、このような解釈がされるのであれば、電子船荷証券記録が作成された場合も同様に解釈されることになると考えられるし、本規律案が商法第764条に相当する規定（中間試案第6の2(6)）が適用されることによる不都合を解消するためであることに鑑みれば、本規律案についても同様に解釈される、すなわち、運送品が滅失して運送品の引渡しに係る債権が転化したものである損害賠償請求権に対する強制執行がされた場合にも本規律案が適用されるということになるものと考えられる。

4 強制執行と善意取得制度の関係についての整理

(1) 民法第520条の5及び第520条の15に相当する規定

これまでの部会での議論においては、電子船荷証券記録についても、紙の船荷証券に適用される民法第520条の5及び第520条の15に相当する規定（中間試案第6の2(11)）を設けることを前提に議論が行われてきた。

（参考）中間試案第6の2(11)

- ① 何らかの事由により電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）の支配を失った者（当該電子船荷証券記録上の権利を適法に有する者に限る。）は、その支配をする者に対し、当該電子船荷証券記録の支配の移転を自己に対してすることを求めることができる。
- ② 前項の規定にかかわらず、何らかの事由により電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）の支配を失った者がある場合において、その支配をする者が前条（注：前記(10)の規定）の規定によりその権利を証明するときは、その支配をする者は、当該電子船荷証券記録の支配の移転をする義務を負わない。ただし、その支配をする者が悪意又は重大な過失によりその支配の移転を受けたときは、この限りでない。

実際には、電子船荷証券記録を作成及び管理するシステムが利用されることが多いことが想定され、システムが適切に稼働している限り、この規定が適用さ

れる場面は多くはないものと考えられる。もっとも、例えば、電子船荷証券記録がブロックチェーン技術によって管理されている場合において、その支配を有する者の秘密鍵が漏洩し、他の者が無断でその秘密鍵を用いて善意の第三者に電子船荷証券記録の支配を移転するといったときには、この規定が適用されることになるものと考えられる。

なお、中間試案第6の2(11)の規定は、「その支配をする者は、当該電子船荷証券記録の支配の移転をする義務を負わない」としており、支配を移転する義務を負わないことを定めているだけであるが、それだけにとどまらず、電子船荷証券記録上の権利を取得することをも含意しているものと考えられる（この点については、上記①及び②に加えて、「③ 前項本文に規定する場合には、電子船荷証券記録の支配を失った者はその支配を有する者に当該電子船荷証券記録上の権利を譲渡したものとみなす。」といった規律を別途設けることも考えられる。）。

(2) 差押命令の効力が優先する場合

前記2(2)のとおり、運送品の引渡しに係る債権に対する差押命令が運送人に送達された時点において債務者が電子船荷証券記録の支配を有している場合には、当該差押命令が奏効し、その後債務者から電子船荷証券記録の支配の移転を受けた第三者がいても、当該差押命令の効力が優先することになるものと考えられる。もっとも、債務者から電子船荷証券記録の支配の移転を受けた第三者が善意無重過失である場合や、その第三者が悪意であったとしても更に支配の移転を受けた者が善意無重過失である場合には、民法第520条の5及び第520条の15に相当する規定が適用されることにより、差押命令の効力が優先するという上記の帰結が変更されるか否かが問題となり得る。

この点については、一度強制執行が奏効した以上、それを覆滅させることは強制執行手続の安定性を害することになるから、民法第520条の5及び第520条の15に相当する規定が適用されることによって差押命令の効力が優先するという帰結が変更されることはないとするのが相当であると考えられるが、この点について、どのように考えるか。

なお、このように整理する場合には、取引安全の見地から、運送品の引渡しに係る債権に対して強制執行がされた場合には、債務者又は運送人等により、その旨が電子船荷証券記録等の記録されることが望ましく、そのようなシステムが普及することが望まれる。

5 その他

(1) パブリック・コメント手続においては、運送品の引渡しに係る債権に対して強制執行がされた場合には、運送人の利益の観点から、商法第582条及び第583条の適用又は類推適用による運送品の競売をすることができるものと解すべきである旨の意見もあった。

商法第582条及び第583条（船荷証券が発行されている場合には同法第768条において一部読み替えられている。）の規定の適否については、個別具体的な事案において判断されることになるものと考えられるが、例えば、これら

の規定を改正して、電子船荷証券記録が作成されている場合において、運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行がされたときは、一律に運送人による供託や競売を認めることについては、そこまでの手当をする必要まではないものと考えられる（注）。

すなわち、前記2(2)のとおり、運送品の引渡しに係る債権に対する差押命令が運送人に送達された時点において債務者が電子船荷証券記録の支配を有している場合には、当該差押命令が奏効し、その後に債務者から電子船荷証券記録の支配の移転を受けた第三者がいても、当該差押命令の効力が優先することになるのに対し、運送品の引渡しに係る債権に対する差押命令が運送人に送達された時点において既に債務者が電子船荷証券記録の支配を第三者に移転していた場合には、当該差押命令が奏効せず、第三者に対する債権譲渡の効力が優先することになる。ところが、実際には電子船荷証券記録を作成及び管理するためのシステムが利用されることが多く、運送人が支配を有する者を確認することができる仕組みが採用される可能性等もある上に、運送人としては、そもそも電子船荷証券記録の利用を拒絶することができる地位にあり、商法第764条に相当する規定（中間試案第6の2(6)）によって電子船荷証券記録の支配を有しない者への運送品の引渡しを拒絶することができるし、民法第478条（受領権者としての外観を有する者に対する弁済）の規定や民法第520条の10に相当する規定（中間試案第6の2(16)）の適用を受ける余地もあるため、運送人の利益を不当に害することはないものと考えられるからである。

（注）運送人は、商法第741条第2項の規定により、運送賃等の支払を受けるまでは運送品を留置することができ、民事執行法第195条の規定により運送品の競売をすることができる。

- (2) 電子船荷証券記録の支配を有する者に対する強制執行に関し、そのほかに検討すべき事項はないか。

以上